

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から41年12月まで

私の国民年金の記録を見ると、申立期間は保険料が未納であることが分かった。私は、亡くなった母から、私が20歳になった時に国民年金に加入し、保険料を納付してきたと聞いており、母が申立期間の保険料の支払いを行ってくれていたはずである。申立期間の納付記録が無いのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に亡くなった母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の母親は、旧国民年金法第75条に基づく被保険者期間が10年間の任意加入被保険者として国民年金に加入し、申立期間を含め保険料を完納していることが確認できることから、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年12月27日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の期間である42年1月から同年3月までの保険料は同年7月11日に過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付の納付日時点において申立期間の保険料を納付することが可能である上、上述のとおり、申立人の母親は国民年金保険料の納付意識が高かったことを踏まえると、申立人の母親が保険料を納付していたとする主張内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 994

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から同年 12 月まで

私の昭和 41 年 10 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料は未納と記録されていたが、所持していた国民年金手帳及び領収証書により社会保険事務所（当時）において申立期間の前後の期間は納付済期間に記録訂正された。しかし、申立期間については、納付日時点で時効により納付できない保険料であるため還付するとの通知を受け、領収証書があるにもかかわらず、記録の訂正を認めてもらえなかった。40 年以上もたった現在、過誤で還付するというには納得ができないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料を昭和 45 年 2 月 16 日に納付していることが確認できる。

また、申立期間の保険料が納付された昭和 45 年 2 月 16 日において、申立期間の国民年金保険料は本来時効により納付できないことから、納付の事実を確認した時点で速やかに還付の手続を行うべきところ、還付の事実は認められず、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。これらの事情を踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、時効であることを理由として申立期間の保険料納付を認めないのは信義則に反するものと考えられる。

さらに、当初未納とされていた申立期間前の昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月までの期間については国民年金手帳により、申立期間後の 43 年 1 月から 44 年 3 月までの期間の保険料については上記領収証書により、それぞれ納付済期間に記録が訂正されており、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで
② 昭和44年10月から同年12月まで
③ 昭和45年4月から同年9月まで

申立期間①については、20歳になったのを契機に、母が国民年金の加入手続をし、保険料を集金人に納付してくれていた。申立期間②及び③については、結婚してA市に転居してから自分で保険料を市役所に納付していた。きちんと納付しており未納となっているはずはないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20歳になったのを契機に母親が加入手続をしてくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年7月9日に申立人の義姉と連番で払い出されていることが確認でき、この時点において、当該期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であることから、その主張内容に不自然さはみられない。

また、申立期間は3か月と短期間である上、当時は同居していたとする申立人の義姉については、上述のとおり、申立人と同日に連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認できるとともに、B市の国民年金被保険者名簿により、昭和42年8月1日に40年4月から41年3月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認でき、当該過年度納付の納付日時点において、申立期間①の保険料についても過年度納付することが可能であったことから、申立人に係る申立期間①の保険料についても納付されていたものと考えられる。

一方、申立期間②及び③については、申立人は、自分で市役所に行って保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録及び当時居住していたA市の国民年金被保険者名簿のいずれにも当該期間の保険料は未納と記録されていることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

また、当該期間後に再転入したB市の国民年金被保険者名簿により、申立期間②の直後の3か月の保険料は昭和47年4月27日に、申立期間③の直後の6か月の保険料は48年2月2日に、それぞれ納付期限間際に過年度納付により納付されていることが確認でき、当該納付日の時点において申立期間②及び③の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成14年10月から15年1月までの期間及び同年3月から同年5月までの期間は18万円、同年6月から18年11月までは20万円、同年12月は22万円、19年1月から同年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から19年9月1日まで

A社を退職後に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認した際、負担すべき保険料を上回る金額が給与から控除されていたことを指摘された。給与支払明細書と源泉徴収票を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成14年10月から15年1月までの期間及び同年3月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、申立人の給与支払明細書の保険料

控除額から、平成14年10月から15年1月までの期間及び同年3月から同年5月までの期間は18万円、同年6月から18年11月までは20万円、同年12月は22万円、19年1月から同年3月は20万円、同年4月から同年8月までは22万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届け出た報酬月額算定基礎届により、事業主がオンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成15年2月については、申立人の給与支払明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務していた平成 4 年 10 月から 5 年 6 月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっており、実際に支給されていた給与の金額と異なる。

給与振込記録のある預金通帳の写しを提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、申立人が主張する 53 万円と記録されていたところ、平成 5 年 2 月 2 日付けで、4 年 10 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人を含む被保険者 3 人について、平成 5 年 2 月 2 日付けで、4 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われたことが確認でき、そのうちの一人である A 社の元社会保険の事務担当取締役は、年金記録確認大阪地方第三者委員会に同年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について申立てをしている。その調査に対し、「会社が経営不振になり、厚生年金保険料を滞納していた。社会保険事務所の職員が来社し、社長と私の給料及び保険料の減額について指導があった。しかし、実際には給料を下げていなかった。」と述べている。

さらに、申立人が所持する給与振込記録のある預金通帳を見ると、平成 4 年 10 月 1 日に標準報酬月額の改定を行うべき降給の事実は見当たらず、当該標準報酬月額の改定は事実在即したものではないことが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立期間において、申立人はA社の取締役であったことが確認できるものの、複数の同僚が、「申立人は営業職であり、社会保険事務の権限を有する役員ではなかった。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年2月2日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について標準報酬月額
の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（57万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を57万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日
平成18年6月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持している「H18 夏賞与明細書」及びA事業所が保管している賃金台帳により、申立人は平成18年6月30日にA事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「H18 夏賞与明細書」及び賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、57万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る賞与支払届の事務処理を誤ったとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月30日から同年2月1日まで

昭和36年2月1日付けでA社から関連会社であるB社（現在は、C社）に出向したが、年金記録によると、A社の資格喪失日が同年1月30日となっており、被保険者期間に1か月間の空白が生じている。

グループ会社間の異動で退職したわけではないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答から、申立人が同社及びB社に継続して勤務し（昭和36年2月1日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和36年1月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年4月8日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年3月の標準報酬月額については36万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月2日から4年3月31日まで
② 平成4年3月31日から同年4月20日まで

申立期間①については、年金記録では標準報酬月額が36万円とされているが、私がA社に勤めていた時の給与額は、平成2年7月から3年11月までは36万円から38万円、同年12月から4年4月までは40万円から43万円以上であったと記憶している。私は、英語ができるということで同社の海外事業部で勤務していたため、他の同僚より給与が高かったはずなので、調査してほしい。

また、申立期間②については、年金記録では平成4年3月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、同年4月以降も勤務していたので、資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が、平成4年4月8日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われるとともに、同社に係る全ての被保険者も同日に被保険者資格を喪失した旨の処理が行われているが、それらの処理は同年4月8日に同年3月31日まで遡って訂正されていることが確認でき、かつ、商業登記簿により、同社が現在まで存続していることが確認できることから、同年4月8日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成4年3月31日に資格を

喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該資格喪失処理日である同年4月8日であると認められる。

また、平成4年3月の標準報酬月額については、同年2月のオンライン記録から36万円とすることが妥当である

申立期間①について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額は36万円より高額であったと主張し、その証拠資料として、平成3年8月から4年4月までの期間のA社における給与の未払金に関する資料を提出しており、当該資料により、申立期間①のうち一部の期間について、おおよその給与の手取額は推認できる。

しかしながら、当該資料には、月ごとの給与の総支給額、事業主が源泉控除していた保険料額及び標準報酬月額の記載は無く、申立期間①の標準報酬月額が36万円より高額であったことを確認することができない。

また、標準報酬月額の訂正処理が確認できる同僚二人が、申立期間①の一部について給与明細書を保管していたものの、当該給与明細書の保険料控除額から算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていなかった上、それらの二人を含め連絡が取れた同僚の中には標準報酬月額の記録に疑義を有している者がいなかったことから、申立人のみが申立期間①においてオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額の保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、A社は平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主とは連絡が取れなかったため、申立期間①の給与関係資料について確認できない。

なお、オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間①の標準報酬月額は、当初は36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月31日より後の同年4月8日付けで3年4月まで遡って36万円から8万円に減額訂正され、その後、22年2月25日に年金事務所の職権により当該減額訂正が取り消されているとともに、当初に記録されていた36万円に再度訂正されていることが確認できるものの、当初に記録されていた36万円の標準報酬月額について、不自然な事務処理が行われた事情等はうかがえない。

このほか、申立期間①において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和52年3月は14万2,000円、同年4月は16万円、同年5月は18万円、同年6月は15万円、53年4月及び同年5月は19万円、同年6月から同年9月までは17万円、54年10月は16万円、58年9月は24万円、平成8年1月から同年9月までは44万円、同年10月から9年1月までは41万円、同年2月から15年1月までは44万円、同年2月から16年4月までは41万円、同年5月は32万円、同年6月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年7月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月2日から同年7月1日まで
② 昭和53年4月1日から同年12月1日まで
③ 昭和54年10月1日から55年10月1日まで
④ 昭和58年9月1日から同年10月1日まで
⑤ 昭和59年4月1日から同年10月1日まで
⑥ 昭和63年7月1日から同年10月1日まで
⑦ 平成8年1月21日から20年4月1日まで

事業主が社会保険事務所（当時）に虚偽の届けを出し、給与明細書では実際の総支給額に見合う厚生年金保険料が控除されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦のうち平成8年1月21日から16年7月1日までの期間はA社における厚生年金保険被保険者であり、申立期間⑦のうち同年7月1日から20年4月1日までの期間はB社における厚生年金保険被保険者であったことが、確認できる。

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦のうち平成8年1月21日から16年7月1日までのA社における厚生年金保険被保険者であった期間については、申立人の標準報酬月額は、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和52年3月は14万2,000円、同年4月は16万円、同年5月は18万円、同年6月は15万円、53年4月は19万円、同年6月から同年8月まで17万円、54年10月は16万円、58年9月は24万円、平成8年1月から同年9月までは44万円、同年10月から9年1月までは41万円、同年2月から15年1月までは44万円、同年2月及び同年3月は41万円に訂正することが必要である。

また、給与明細書において確認できる報酬月額から、昭和53年5月は19万円、平成15年4月から16年4月までは41万円、同年5月は32万円、同年6月は41万円とすることが必要である。

さらに、昭和53年9月については、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与明細書等はないが、給与明細書において確認できる同年10月からの保険料控除額は同年の定時決定で算出されたものと考えられる。したがって、同年9月は同年8月と同額の保険料が控除されていたと認められることから、同年9月の標準報酬月額を17万円とすることが妥当である。

一方、昭和52年2月、53年10月及び同年11月、54年11月から55年9月までの期間、59年4月から同年9月までの期間、63年7月から同年9月までの期間については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額又は保険料控除額が確認できないことから、特例法に基づく標準報酬月額訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業を継承したB社の事業主に照会したものの、回答を得ることができ

なかったが、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑦のうち平成16年7月1日から20年4月1日までのB社における厚生年金保険被保険者であった期間については、給与明細書において確認できる報酬月額から、16年7月は41万円とすることが必要である。

一方、平成16年8月から20年3月までの期間については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っている、あるいは保険料控除額が確認できないことから、特例法に基づく標準報酬月額訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの、回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月21日から同年10月1日まで

昭和35年6月にA社に入社し、退職するまで継続して同社で勤務したにもかかわらず、自分の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、46年9月21日から同年10月1日までの期間が抜けている。保険料は毎月の給与から天引きされていたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務（昭和46年9月21日に同社B支店から同社本店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 45 年 1 月までの期間及び同年 5 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月から 45 年 1 月まで
② 昭和 45 年 5 月から 49 年 12 月まで

私の国民年金については、母が加入手続及び保険料を納付してくれた。母から国民年金保険料は必ず納めなければならないとして、私の大学在学中の期間についても納付してくれたと聞いている。

私も、母から頼まれて何度か区役所出張所へ保険料の納付に行った記憶もあるので、申立期間について納付記録が無いのは納付できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 4 月頃に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、この時点では、第 2 回特例納付の実施期間中であることから、特例納付及び過年度納付を利用して申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人は申立期間の保険料を一括納付した等の具体的な記憶が無く、遡って保険料を納付した形跡はうかがえない。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 4 月頃に発行されたとみられる三制度共通（昭和 49 年 11 月以降に使用開始）の年金手帳のほか国民年金手帳の交付を受けた記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口で現年度納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人及びその母親と同居していた申立人の兄及びその妻の手帳記号番号は、昭和 50 年 3 月頃に夫婦連番で払い出されており、申立期間当時は申立人と同様に未加入期間であることが確認できる。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は死亡しており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 997

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 45 年 3 月まで
体の弱い私の将来を心配した母が、国民年金への加入手続及び保険料を納付してくれた。定期的に婦人会の人が集金に来ていた。母は生前「全部払ってあるので最高の額が頂ける。」と言っていたのに、未加入とされているのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、申立人の母親が、婦人会の集金人を通じて定期的に納付していたと述べているところ、申立期間直後の昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料を 50 年 12 月 23 日に特例納付し、同じ時期に 48 年 4 月から 49 年 3 月までの分を過年度納付していることが確認できる上、同年 4 月から 50 年 3 月までの分も 51 年 4 月に一括納付されていることから、定期的に納付していたという申立内容とは相違する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人が昭和 41 年 9 月 5 日に国民年金被保険者資格を喪失し、45 年 4 月 1 日に同資格を再取得したことが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、申立人は国民年金保険料を納付することができない。

さらに、国民年金への加入手続及び保険料納付について、申立人は関与しておらず、申立人の母親は既に死亡していることから当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況が確認できない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 61 年 3 月まで

ねんきん特別便で申立期間が未納であることが分かった。当時 A 市役所において 2 か月で 7,000 円くらいの国民年金保険料を納付していた。第 3 号被保険者への切替手続の際、職員の方が大きな台帳を見て「今まで納付されていますね。」と言ったことが印象的で記憶に残っている。証明する物は無いが、国民年金保険料を納付していたはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 10 月 1 日に払い出されていること、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳から同年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者資格を取得していることが確認でき、資格取得日より前の期間である申立期間は任意加入期間であり、遡って資格を取得することができず未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、オンライン記録を基に旧姓を含む複数の読み方で氏名検索及び払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

さらに、申立人は「2 か月で 7,000 円くらいの国民年金保険料を納付していた。」と述べているところ、申立期間当時、A 市では 3 か月ごとの納付である上、申立期間は 97 か月と長期間にわたっていることから、国民年金保険料は変動していることを踏まえると、申立内容と当時の状況とが一致してい

るとは言い難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月まで

私は、20 歳に到達したのを契機に、両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、家族全員分を合わせて納付してくれていたと思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達したのを契機に、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 4 月 3 日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認される上、申立人が現在所持している国民年金手帳によると、申立期間については保険料の納付があったことを示す検認印が押されていないが、申立期間直後である同年 4 月から同年 6 月までの期間については保険料を同年 7 月 18 日に現年度納付していることを示す検認印が確認できることから、国民年金手帳記号番号の払出しを契機に国民年金保険料の納付を開始したものと考えるのが相当である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付をしてきていたとする申立人の両親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 24 日から 42 年 3 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していると説明された。申立期間の前に勤めた事業所の脱退手当金は、説明を受けて受給したように思うが、申立期間の脱退手当金は請求手続をしていないし、受け取った記憶は無いので、支給されているというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、昭和 42 年 3 月 23 日付けで申立事業所を管轄する社会保険事務所へ提出されており、脱退手当金は、申立事業所及びそれ以前に勤務した事業所の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、同社会保険事務所の窓口で現金払いされていることが確認でき、領収書が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年春から 30 年 11 月まで

A社に勤務していた時の同僚から、厚生年金保険の加入記録があるはずだから調べてみると良いと言われ、社会保険事務所（当時）で調べてもらったが、私の記録は無かった。同僚に記録があり、私に無いのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間においてA社で厚生年金保険被保険者であった者に照会を行ったが、申立人の在籍期間や事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人と同様にB職であった同僚は、自身の勤務期間を5年から6年としているものの、厚生年金保険の被保険者期間は10か月のみであり、「助手は入れ替わりが激しかった。申立人は勤務期間が短かったために、厚生年金保険に加入しなかったのではないか。」としている。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿において後継事業所となっている事業所に照会しても、同社に関する資料等は引き継がれておらず、申立てに係る状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 1 日から 13 年 4 月 6 日まで
年金事務所の記録によると、A社に勤務していた時の標準報酬月額が、低く記録されている。給与支払明細書を提出するので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出された申立期間に係る給与支払明細書により、申立人は当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは認められる。

しかし、上記給与支払明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月20日から31年5月2日まで
② 昭和33年1月16日から34年10月1日まで

申立期間①及び②について、A社を病気のため休職し傷病手当金を受給していた。傷病手当金の給付を受けているにもかかわらず、船員保険の資格を喪失しているとは考え難いので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年6月から34年11月までの間、継続してA社において、船員保険の被保険者であったはずであると申し立てている。

しかし、申立人が氏名を記憶している同僚及び船員保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会したが、申立期間に係る申立人の在籍及び事業所における船員保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、当該事業所は昭和37年9月1日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は連絡先が不明であり、申立てに係る状況を確認できない。

なお、申立人は、船員保険傷病手当金を受給していたので、申立期間中も船員保険被保険者であったはずであると主張しているが、当該手当金は、一定の要件を満たせば、資格喪失後も継続して受給することが制度上可能であった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 15 日から 11 年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の給与について、平成 2 年頃は 28 万円ほど、退職した 11 年頃は 32 万円ほどの金額であり、給与から控除されていた社会保険料は 2 万円ほどの金額であったと記憶している。厚生年金保険の標準報酬月額の記録は一貫して 15 万円となっており、事実と異なるので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は 28 万円から 32 万円程度の給与を支給されていたとしており、申立人に係る雇用保険受給資格者証における離職時賃金日額により、申立人が離職時において支給されていた給与額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であったと考えられる。

しかし、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書及び賃金台帳等はないところ、申立人は、申立期間において給与から控除されていた保険料額について 2 万円程度であったと記憶しているが、これは、オンライン記録の標準報酬月額から算出される厚生年金保険料及び健康保険料の合計額とおおむね一致する。

また、オンライン記録により、申立期間において、申立人と同額の標準報酬月額の記録がある同僚に照会したところ、「給与額には変動があった。控除されていた保険料額は 2 万円程度だったと思う。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
平成 17 年 11 月末日までA社に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は同年 11 月 1 日に資格喪失となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 17 年 11 月末日まで継続して勤務していたとしているものの、A社に照会しても、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立人の退職日及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届については、社会保険事務所（当時）における保存期間経過のため、確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月から 46 年 5 月まで A 事業所で勤務した。事業主であった父が、私を厚生年金保険に加入させてくれ、厚生年金保険被保険者証が交付された記憶がある。そのことから、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。複数の同僚の名前も覚えているので、年金記録について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所において申立人と同じ B 職に従事していた同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

一方、同事業所の事業所別被保険者名簿により、同事業所は申立期間のうち、昭和 45 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日までは個人事業所として厚生年金保険の適用を受けていたことが確認できる。

しかしながら、個人事業主及び事業主と生計を一にする親族は被保険者資格を取得できないところ、申立人は、当該期間において父親である事業主と同居し、生計を一にしていたとしていることから、厚生年金保険に加入できなかったと考えられる。

また、同事業所の事業所別被保険者名簿によると、当該期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見られない。

さらに、同事業所の事業所別被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは昭和 45 年 11 月 1 日であり、申立期間のうち、同日から 46 年 6 月 1 日までは適用事業所ではなかったことが確認でき、同僚の証言からも、申立人が当該期間において勤務していたことが確認

できない。

加えて、同事業所を管轄する法務局において商業登記の記録を確認できない上、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、また、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 32 年 11 月 17 日から 37 年 4 月 1 日まで

私は、A社の脱退手当金は自分で手続き、受給したが、年金記録では一緒に受給したとされているB社とC社の脱退手当金は受け取っていない。

同一の番号で管理されていたのであれば、現在も厚生年金保険の被保険者記録が残っているD社についても同時期に合わせて支給されていたはずであり、支給時に社会保険事務所（当時）が事務処理を誤り、同事業所の被保険者記録が残っていると考えられる。この場合は、脱退手当金を受け取ったとされているB社とC社の記録もおかしいとも考えられることから、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 11 月 18 日が支給決定日である脱退手当金を受給したことを認めており、当該支給決定日に係る脱退手当金支給額は、申立期間を含めて請求があったと考えられる厚生年金保険手帳記号番号が同一のB社、C社及びA社に係る厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されており、計算上の誤りは無い。

また、申立人は、申立期間の脱退手当金の支給決定日以前に、その計算の基礎とされていないD社に係る厚生年金保険被保険者期間が存在することをもって脱退手当金の受給記録に納得できないと主張しているが、D社に係る被保険者期間は、上記の3事業所に係る厚生年金保険手帳記号番号と異なった手帳記号番号で被保険者記録が管理されていたことから、脱退手当金の計算の基礎とされなかったと考えられる。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対す

るあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、一般的には、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものであり、本事案については、支給されたとする脱退手当金のうち、一部の厚生年金保険被保険者期間は受け取ったことを認めているが、その他の期間は受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過して、これらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明する資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾が無いか、国の記録どおりの脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾は見当たらず、申立人が国の記録どおりの脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から33年10月31日まで
私は、大学卒業後、すぐにA社に就職した。申立期間において主に事務、営業の仕事をしていましたが、B作業などの仕事もした。厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと供述しているが、住宅地図により申立人が記憶している事業所の所在地等を確認したところ、事業所名はC社であることが判明し、同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間のうち一部の期間について厚生年金保険被保険者記録を確認できる者が申立人のことを記憶していたことから、申立人が同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所になった日は、昭和31年12月1日であり、申立期間のうち同年4月1日から同年11月30日までの期間は同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は申立期間当時の従業員数は20人から30人であったとしているが、C社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和31年12月1日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は13人であることが確認できるとともに、申立人と同様の職種であった者についても、同事業所における被保険者記録が確認できないことから、同事業所では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いが行っていなかったことがうかがえる。

さらに、C社では、申立期間当時の状況は不明としており、申立期間の申

立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認することができない。

加えて、C社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。